

東京都公報

発行
東京都

目次

49

告示

- 東京都障害者支援施設等の使用料の徴収委託……
(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)……一
- 東京都福祉型障害児入所施設の使用料の徴収委託……
……一
- 東京都東村山福祉園の使用料及び手数料の徴収委託……
……一
- 東京都八王子福祉園の使用料及び手数料の徴収委託……
……二
- 東京都千葉福祉園の使用料及び手数料の徴収委託……
……二
- 東京都清瀬喜望園の使用料及び手数料の徴収委託……
……二
- 東京都立北療育医療センターの使用料及び手数料の徴収委託……
……二
- 東京都立府中療育センターの使用料及び手数料の徴収委託……
……三
- 東京都立東大和療育センターの使用料及び手数料の徴収委託……
……三
- 東京都立東部療育センターの使用料及び手数料の徴収委託……
……三
- 東京都立中部総合精神保健福祉センターの使用料……
……三

及び手数料の徴収委託……
……(福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課)……三

○東京都立多摩総合精神保健福祉センターの使用料及び手数料の徴収委託……
……(同)……四

○東京都多摩府中保健所における使用料及び手数料の収納委託……
……(福祉保健局多摩府中保健所企画調整課)……四

○東京都立病院の病児・病後児保育室の利用料の収納委託(二件)……(病院経営本部経営企画部総務課)……七

○東京都立病院の使用料等の収納委託(六件)……
……(病院経営本部サービス推進部事業支援課)……八

告示

●東京都告示第五百四号

東京都障害者支援施設等に関する条例(平成二十二年東京都条例第五十二号)別表に規定する東京都障害者支援施設等において徴収する同条例第六条第一項第一号イ及び同条第二項に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 委託内容 委託期間

公益財団法人東京都福祉保健財団 使用料徴収事務の取りまとめ 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
新宿区西新宿二丁目七番一号

みずほファクター株式会社 口座振替による使用料の徴収 同右
千代田区丸の内一丁目六番二号 新

丸の内センタービルディング七階

●東京都告示第五百五号

東京都児童福祉施設条例(昭和三十九年東京都条例第三十九号)別表に規定する東京都福祉型障害児入所施設において徴収する同条例第四条第一項及び第二項に規定する使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 委託内容 委託期間

公益財団法人東京都福祉保健財団 使用料徴収事務の取りまとめ 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
新宿区西新宿二丁目七番一号

みずほファクター株式会社 口座振替による使用料の徴収 同右
千代田区丸の内一丁目六番二号 新
丸の内センタービルディング七階

●東京都告示第五百六号

東京都児童福祉施設条例(昭和三十九年東京都条例第三十九号)別表に規定する東京都東村山福祉園において診療を受ける者から徴収する同条例第四条第三項から第五項までに規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十

八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人東京都社会福祉事業団

(二) 所在地 新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第五百七号

東京都障害者支援施設等に関する条例(平成二十二年東京都条例第五十二号)別表に規定する東京都八王子福祉園において診療を受ける者から徴収する同条例第六条第一項第一号口、同項第二号並びに同条第三項及び第四項に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人東京都社会福祉事業団

(二) 所在地 新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第五百八号

東京都児童福祉施設条例(昭和三十九年東京都条例第三

十九号)別表及び東京都障害者支援施設等に関する条例(平成二十二年東京都条例第五十二号)別表に規定する東京都千葉福祉園において診療を受ける者から徴収する東京都児童福祉施設条例第四条第三項から第五項まで並びに東京都障害者支援施設等に関する条例第六条第一項第一号口、同項第二号並びに同条第三項及び第四項に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人東京都社会福祉事業団

(二) 所在地 新宿区大久保三丁目十番一―二〇一号

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第五百九号

東京都障害者支援施設等に関する条例(平成二十二年東京都条例第五十二号)別表に規定する東京都清瀬喜望園において診療を受ける者から徴収する同条例第六条第一項第一号口、同項第二号並びに同条第三項及び第四項に規定する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 社会福祉法人東京アフターケア協会
(二) 所在地 清瀬市松山二丁目十八番二号

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第五百十号

東京都立療育医療センター条例(昭和六十年東京都条例第三十号)第一条第二項に規定する東京都立療育医療センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 北療育医療センターに係る事務

委託した相手方 委託期間 委託時間

株式会社ニチイ学館 令和三年四月一日から土曜日
千代田区神田駿河台二丁目九番地 三十一日まで
令和三年四月一日から土曜日
三月三十一日まで
和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。

二 城南分園に係る事務

午前八時三十分から午後五時三十分(土曜日にあつては、午後零時四十五分)まで

委託した相手方 株式会社セノン 新宿区西新宿二丁目一番一号

委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

委託時間 月曜日から土曜日まで(国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。)

三 城北分園に係る事務

委託した相手方 株式会社セノン 新宿区西新宿二丁目一番一号

委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

委託時間 月曜日から土曜日まで(国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。)

委託した相手方 株式会社セノン 新宿区西新宿二丁目一番一号

委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

委託時間 月曜日から土曜日まで(国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。)

●東京都告示第五百十一号

東京都立療育センター条例(昭和四十三年東京都条例第二十五号)第一条第二項に規定する東京都立府中療育センター

ターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

委託した相手方 株式会社ニチイ学館 千代田区神田駿河台二丁目九番地

委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

委託時間 月曜日から土曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。)

委託した相手方 株式会社ニチイ学館 千代田区神田駿河台二丁目九番地

委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

委託時間 月曜日から土曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。)

●東京都告示第五百十二号

東京都立療育センター条例(昭和四十三年東京都条例第二十五号)第一条第二項に規定する東京都立東大和療育センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 委託した相手方
 - (一) 名称 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会
 - (二) 所在地 世田谷区三宿二丁目三十番九号
- 二 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第五百十三号

東京都立療育センター条例(昭和四十三年東京都条例第二十五号)第一条第二項に規定する東京都立東部療育センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

- 一 委託した相手方
 - (一) 名称 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会
 - (二) 所在地 世田谷区三宿二丁目三十番九号
- 二 委託期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

●東京都告示第五百十四号

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例(昭和六十年東京都条例第二十七号)第一条第三項に規定する東京都立中部総合精神保健福祉センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収

の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小池 百合子

委託した相手方

委託期間

委託時間

株式会社セノン
新宿区西新宿二丁目一番一号

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。）
午前八時四十五分から午後五時十五分まで

●東京都告示第五百十五号

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例（昭和六十年東京都条例第二十七号）

第一条第三項に規定する東京都立多摩総合精神保健福祉センターを利用する者から徴収する使用料及び手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小池 百合子

委託した相手方

委託期間

委託時間

株式会社セラム
愛知県名古屋市中区大曾根一丁目二番二十三号三栄ビル二階

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。）
午前八時四十五分から午後五時十五分まで

●東京都告示第五百十六号

保健所の設置等に関する条例（昭和二十三年東京都条例第百二十八号）別表に規定する東京都多摩府中保健所を利用する者から徴収する調理師免許手数料等の収納の事務については、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 有会社スポーツ・ファンダメンタルズ

(二) 所在地 目黒区洗足二丁目二十六番八号

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 委託する手数料等

別表のとおり

別表

番号	手 数 料 等 の 名 称	根 拠 規 定
1	調理師免許手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例第87号/別表二の項イ
2	調理師免許証書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表二の項ハ
3	調理師免許証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表二の項ニ
4	製菓衛生師免許手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表三の項イ
5	製菓衛生師免許証書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表三の項ハ
6	製菓衛生師免許証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表三の項ニ
7	受胎調節実地指導員指定証交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表四の項イ
8	受胎調節実地指導員標識交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表四の項ロ
9	受胎調節実地指導員指定証訂正手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表四の項ハ
10	受胎調節実地指導員指定証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表四の項ニ
11	受胎調節実地指導員標識再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表四の項ホ
12	理容所の検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表五の項イ
13	美容所の検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表六の項イ
14	温泉利用許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表七の項イ
15	温泉の利用の許可を受けた地位の承認申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表七の項ロ
16	旅館業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表八の項イ
17	旅館業の許可を受けた地位の承認申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表八の項ロ
18	浴場業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表九の項イ
19	クレーン・クレーン積載車手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十の項イ
20	クレーン・クレーン積載車手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十の項ロ
21	クレーン・クレーン積載車証訂正手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十の項ニ
22	クレーン・クレーン積載車証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十の項ホ
23	飲食店営業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ハ
24	飲食店営業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ヘ
25	喫茶店営業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ト
26	喫茶店営業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ト
27	菓子製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項チ
28	菓子製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項チ
29	あん類製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項リ
30	あん類製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項リ
31	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ヌ
32	アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ヌ
33	乳処理業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ル

番号	手 数 料 等 の 名 称	根 拠 規 定
34	乳処理業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ル
35	特別牛乳採取処理業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ヲ
36	特別牛乳採取処理業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ヲ
37	乳製品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ワ
38	乳製品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ワ
39	集乳業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項カ
40	集乳業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項カ
41	乳類販売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ク
42	乳類販売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ク
43	食肉処理業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ク
44	食肉処理業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ク
45	食肉販売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項シ
46	食肉販売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項シ
47	食肉製品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ソ
48	食肉製品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ソ
49	魚介類販売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ツ
50	魚介類販売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ツ
51	魚介類せり売営業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ホ
52	魚介類せり売営業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ホ
53	魚肉ねり製品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ナ
54	魚肉ねり製品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ナ
55	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ウ
56	食品の冷凍又は冷蔵業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ウ
57	食品の放射線照射業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ム
58	食品の放射線照射業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ム
59	清涼飲料水製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項リ
60	清涼飲料水製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項リ
61	乳類飲料製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ホ
62	乳類飲料製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ホ
63	氷雪製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ノ
64	氷雪製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項ノ
65	氷雪販売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項オ
66	氷雪販売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例表十二の項オ

番号	手数料等の名称	根拠規	定
67	食用油脂製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク	
68	食用油脂製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク	
69	マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヤ	
70	マーガリン又はショートニング製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヤ	
71	みそ製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項エ	
72	みそ製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項エ	
73	醤油製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク	
74	醤油製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク	
75	ソーメノ類製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項フ	
76	ソーメノ類製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項フ	
77	酒類製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク	
78	酒類製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク	
79	豆腐製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項エ	
80	豆腐製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項エ	
81	納豆製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項フ	
82	納豆製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項フ	
83	めん類製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項フ	
84	めん類製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項フ	
85	そうざい製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヤ	
86	そうざい製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ヤ	
87	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項キ	
88	缶詰又は瓶詰食品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項キ	
89	添加物製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク	
90	添加物製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十二の項ク	
91	食鳥処理事業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項イ	
92	食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項ロ	
93	食鳥検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項ハ	
94	確認規程認定申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項ヘ	
95	確認規程変更認定申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十四の項ト	
96	病廃閉設許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項イ	
97	診療所開設許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項ロ	
98	財産所開設許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項ハ	
99	病廃検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項ニ	

番号	手数料等の名称	根拠規	定
100	診療所検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項ホ	
101	財産所検査手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十五の項ヘ	
102	死体保存許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十七の項イ	
103	診療エソウシ線技師免許証再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十八の項イ	
104	診療エソウシ線技師免許証書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十八の項ロ	
105	衛生検査所登録申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十九の項イ	
106	衛生検査所登録証明書書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十九の項ロ	
107	衛生検査所登録証明書再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十九の項ハ	
108	衛生検査所登録変更申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表十九の項ニ	
109	准看護師の免許手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十の項イ	
110	准看護師免許証の書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十の項チ	
111	准看護師免許証の再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十の項リ	
112	財産縮小簿原本交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十の項エ	
113	保健婦免状書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十の項ル	
114	看護婦免状又は看護人免状の書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十の項フ	
115	保健婦免状再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十の項フ	
116	看護婦免状又は看護人免状の再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十の項カ	
117	毒物毒物販売業の登録申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十二の項ハ	
118	毒物毒物販売業の登録更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十二の項ニ	
119	毒物毒物販売業の登録票書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十二の項ヘ	
120	毒物毒物販売業の登録票再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十二の項ト	
121	麻薬小売業者免許申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十四の項ロ	
122	麻薬小売業者免許再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十四の項エ	
123	薬局開設許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項イ	
124	薬局開設許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ロ	
125	医薬品販売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ハ	
126	医薬品販売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ニ	
127	薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項チ	
128	薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項リ	
129	薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項エ	
130	薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ル	
131	薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項フ	
132	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ト	

番号	手数料等の名称	根拠規	定
132	薬局製造販売医薬品製造販売業又は製造業許可証書換 交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ハ	
133	薬局製造販売医薬品製造販売業又は製造業許可証再交 付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ニ	
134	薬局製造販売医薬品製造販売業又は製造業許可証再交 付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ニ	
135	薬局製造販売医薬品製造販売業自承認申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ニ	
136	薬局製造販売医薬品製造販売業一部変更承認申請手 数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項シ	
137	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項セ	
138	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手 数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ス	
139	高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業又は再生医療 等製品販売業の許可証の書換交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項カ	
140	高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業又は再生医療 等製品販売業の許可証の再交付手数料	東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項キ	
141	興行場営業許可申請手数料	興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に關する条例(昭和59 年東京都条例第84号)第4条	
142	プール等営業許可申請手数料	プール等取締条例(昭和50年東京都条例第22号)第4条	
143	行商人の鑑札及び証章交付申請手数料	食品製造業等取締条例(昭和28年東京都条例第111号)第11 条第1項第1号	
144	行商人の鑑札及び証章再交付申請手数料	食品製造業等取締条例第11条第1項第2号	
145	弁当等入力販売業許可申請手数料	食品製造業等取締条例第11条第1項第3号	
146	弁当等入力販売業許可済証交付申請手数料	食品製造業等取締条例第11条第1項第4号	
147	弁当等入力販売業許可済証再交付申請手数料	食品製造業等取締条例第11条第1項第5号	
148	食品製造業等許可申請手数料	食品製造業等取締条例第11条第1項第6号	
149	弁当等入力販売業許可更新申請手数料	食品製造業等取締条例第11条第2項	
150	食品製造業等許可更新申請手数料	食品製造業等取締条例第11条第3項	
151	ふく取扱所認証書申請手数料	東京都ふくの取扱い規則条例(昭和61年東京都条例第51号)第 20条第1項第5号	
152	ふく取扱所認証書再交付申請手数料	東京都ふくの取扱い規則条例第20条第1項第6号	
153	ふく加工製品取扱届出済票交付申請手数料	東京都ふくの取扱い規則条例第20条第1項第7号	
154	ふく加工製品取扱届出済票再交付申請手数料	東京都ふくの取扱い規則条例第20条第1項第8号	
155	使用料及び手数料	保健所使用条例(昭和21年東京都条例第31号)第2条	
156	開示手数料	東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)第17条	

●東京都告示第五百十七号

東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号)
 第三条第六項に規定する東京都立駒込病院の病児保育事業
 を利用する者から徴収する当該事業に係る費用の収納の事
 務については、次のとおり委託したので、地方公営企業法
 施行令(昭和二十七年政令第403号)第二十六条の四第
 一項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 委託期間 委託場所
 特定非営利活 令和三年 月曜日から金曜日 東京都立駒
 動法人フ ロー 四月一日 まで(国民の祝日 込病院保育
 レンス から令和 に関する法律(昭 棟二階
 千代田区神田 四年三月 和二十三年法律第 棟二階
 神保町一丁目 三十一日 百七十八号)に規 定する休日を除
 十四番一号 まで く。)

午前八時三十分か
 ら午後五時三十分
 まで

●東京都告示第五百十八号

東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号)
 第三条第六項に規定する東京都立墨東病院の病児保育事業
 を利用する者から徴収する当該事業に係る費用の収納の事
 務については、次のとおり委託したので、地方公営企業法
 施行令(昭和二十七年政令第403号)第二十六条の四第
 一項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 委託期間 委託時間 委託場所

ライクアカデミー株式会社 令和三年 月曜日から金曜日 東京都立墨堤病院保育棟二階
渋谷区道玄坂一丁目十二番 四月一日 まで(国民の祝日 関係する法律(昭和三十二年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 午前八時三十分から午後六時まで

●東京都告示第五百十九号

東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号)第一条第二項に規定する東京都立広尾病院を利用する者から徴収する使用料等の収納の事務については、次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第二十六条の四第一項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 委託期間 委託時間 委託場所

株式会社ニチイ学館 令和三年 一 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 午前八時三十分から午後六時まで
千代田区神田 四月一日 まで(国民の祝日 関係する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 午前八時三十分から午後六時まで
駿河台二丁目九番地 四月一日 まで(国民の祝日 関係する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 午前八時三十分から午後六時まで

び同月三日

午前八時三十分から翌日午前八時三十分まで
二 一以外の日 午後五時(土曜日)にあつては、午後零時三十分)から翌日午前八時三十分まで

午後五時(土曜日)にあつては、午後零時三十分)から翌日午前八時三十分まで

太平ビルサービスク株式会社 令和三年 月曜日から土曜日 東京都立広尾病院
新宿区西新宿六丁目二十二番一号 四月一日 まで(国民の祝日 関係する法律に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 午前八時三十分から午後五時(土曜日)にあつては、午後零時三十分)まで

午後八時三十分から午後五時(土曜日)にあつては、午後零時三十分)まで

●東京都告示第五百二十号

東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号)第一条第二項に規定する東京都立大塚病院を利用する者から徴収する使用料等の収納の事務については、次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第二十六条の四第一項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 委託期間 委託時間 委託場所

株式会社ニチイ学館 令和三年 一 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 午前八時三十分から午後五時(土曜日)にあつては、午後零時三十分)まで

イ学館 四月一日 関係する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日及び同月三日

千代田区神田 四月一日 関係する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日及び同月三日

駿河台二丁目九番地 四月一日 関係する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日及び同月三日

株式会社ニチイ学館 令和三年 月曜日から金曜日 東京都立大塚病院外来別館
千代田区神田 四月一日 まで(国民の祝日 関係する法律に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 午前八時三十分から午後五時(土曜日)にあつては、午後零時三十分)まで

駿河台二丁目九番地 四月一日 関係する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 午前八時三十分から午後五時(土曜日)にあつては、午後零時三十分)まで

株式会社アヴァンティスタ 令和三年 月曜日から土曜日 東京都立大塚病院本館
中央区日本橋 四月一日 まで(国民の祝日 関係する法律に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 午前八時三十分から午後五時(土曜日)にあつては、午後零時三十分)まで

兜町六番七号 四月一日 関係する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 午前八時三十分から午後五時(土曜日)にあつては、午後零時三十分)まで

後零時三十分)ま
で

●東京都告示第五百二十一号

東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号)

第一条第二項に規定する東京都立墨東病院を利用する者から徴収する使用料等の収納の事務については、次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第二十六条の四第一項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 委託期間 委託時間 委託場所

株式会社ニチイ学館 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日 午前八時三十分から翌日午前八時三十分まで 一以外の日 午後五時十五分から翌日午前八時三十分まで 東京都立墨東病院

株式会社アヴアンテイスタツフ 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで(国民の祝日に関する法律に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで) 月曜日から土曜日 東京都立墨東病院

まで

月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 午前八時三十分から午後五時十五分まで

●東京都告示第五百二十二号

東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号)

第一条第二項に規定する東京都立神経病院を利用する者から徴収する使用料等の収納の事務については、次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第二十六条の四第一項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 委託期間 委託時間 委託場所

株式会社ニチイ学館 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 午前八時三十分から午後五時(土曜日にあつては、午後零時四十五分)まで 東京都立神経病院

●東京都告示第五百二十三号

東京都立病院条例の一部を改正する条例(平成十七年東京都条例第五百十七号)による改正前の東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号)第一条第二項に規定する東京都立荏原病院を利用した者から徴収する使用料等の収納の事務については、次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第二十六条の四第一項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した相手方 委託期間 委託時間 委託場所

株式会社アヴアンテイスタツフ 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から同月三十一日まで、一月二日及び同月三日を除く。) 午前八時四十五分から午後五時(土曜日にあつては、午後零時三十分)まで 公益財団法人東京都保健医療公社 荏原病院

●東京都告示第五百二十四号

東京都立病院条例の一部を改正する条例(平成二十年東京都条例第二十号)による改正前の東京都立病院条例(昭和三十六年東京都条例第十三号)第一条第二項に規定する東京都立豊島病院を利用した者から徴収する使用料等

の収納の事務については、次のとおり委託したので、地方
 公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第二十
 六条の四第一項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

委託した 相手方	委託期間	委託時間	委託場所
-------------	------	------	------

株式会社エヌ デーデー 中野区本町二 丁目四十六番 二号	令和三年 四月一日 から令和 四年三月 三十一日 まで	月曜日から土曜日 まで(国民の祝日 に関する法律(昭 和二十三年法律第 百七十八号)に規 定する休日、十二 月二十九日から同 月三十一日まで、 一月二日及び同月 三日を除く。)	公益財団法 人東京都保 健医療公社 豊島病院
--	--	---	---------------------------------

午前八時三十分か
 ら午後五時(土曜
 日にあつては、午
 後零時三十分)ま
 で

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

